

# 熊本県公報

号外 第20号  
平成20年4月30日(水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 3
規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 7

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

##### 1 県民税

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、均等割の最低税率を適用することとした。(第37条関係)
- (2) 法人ではない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすることとした。(第26条関係)
- (3) 人格のない社団等、公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。(第37条関係)
- (4) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者で、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合における更正又は決定に係る法人税割の徴収の猶予を受けようとするものに係る申請手続きを新たに規定することとした。(第38条の2関係)
- (5) その他規定の整理を行うこととした。(第38条の3、附則第15条関係)

##### 2 事業税

- (1) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者で、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合における更正又は決定に係る法人の事業税又は加算金に係る徴収の猶予を受けようとするものに係る申請手続きを新たに規定することとした。(第45条の2関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第45条、第46条関係)

##### 3 不動産取得税

- (1) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外することとした。(第49条関係)
- (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外することとした。(第59条関係)
- (3) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長することとした。(附則第6条の7関係)
- (4) 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い、規定の整理を行うこととした。(第49条関係)

##### 4 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)について、軽減対象を重点化し、以下の措置を講ずることとした。(附則第9条関係)

##### (1) 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率(以下

- 「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年度窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率の概ね 100 分の 50 を軽減することとした。
- イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年度窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率の概ね 100 分の 25 を軽減することとした。
- (2) 環境負荷の大きい自動車  
新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車(電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね 100 分の 10 を重課する特例措置を講ずることとした。
- ア ガソリン車又は LPG 車で平成 9 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過する日の属する年度
- イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成 11 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過する日の属する年度
- 5 自動車取得税
- (1) 車両総重量が 3.5 トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを平成 22 年 3 月 31 日までに取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から 100 分の 1 (当該取得が平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に行われた場合にあっては、100 分の 0.5) を控除した率とすることとした。(附則第 12 条第 9 項関係)
- (2) 自動車取得税の税率及び免税店の特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 1 項・第 5 項関係)
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成 22 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 6 項・第 7 項関係)
- ア エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年度窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、取得価格から 300,000 円を控除することとした。
- イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年度窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、取得価格から 150,000 円を控除することとした。
- (4) 車両総重量が 3.5 トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減措置を重点化し、その適用期限を平成 22 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 12 条第 9 項関係)
- ア 車両総重量が 12 トンを超えるディーゼル車のうち、平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から 100 分の 2 (当該取得が平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に行われたときは 100 分の 1) を控除した率とすることとした。
- イ 車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のディーゼル車のうち、平成 22 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から 100 分の 2 を控除した率とすることとした。
- 6 軽油引取税  
軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 13 条関係)
- 7 狩猟税  
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を 2 分の 1 とする特例措置等を平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に受ける登録に限り講ずることとした。(附則第 13 条の 2 関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 9 熊本県水とみどりの森づくり税条例(平成 17 年熊本県条例第 7 号)の規定の整理を行うこととした。(改正条例附則第 15 項関係)
- 10 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 20 年 4 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 39 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項第 4 号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの（第 6 項に規定するものを除く。以下第 37 条第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。）」を削り、同条第 5 項中「法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに）」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第 6 項中「含む」の次に「。以下県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第 37 条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第 1 項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」と総称する。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び第 26 条第 5 項に規定する公益法人等のうち、法第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもの	年額 20,000 円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもの	年額 50,000 円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもの	年額 130,000 円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもの	年額 540,000 円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもの	年額 800,000 円

第 37 条第 2 項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項第 3 号中「同条第 6 号の公益法人等」を「第 26 条第 5 項に規定する公益法人等」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 3 項中「若しくは第 4 号」を削り、同条第 4 項中「第 1 項の表の第 1 号から第 4 号まで」を「第 1 項」に改める。

第 38 条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第 38 条の 2 及び第 38 条の 3 を次のように改める。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の申請）

第 38 条の 2 法第 55 条の 2 第 1 項の規定による法人の県民税に係る徴収猶予を受けようとする法人は、省令第 10 号の 5 様式による申請書に同項の申立てをしたことを証する書類その他省令第 3 条の 4 の 2 第 2 項各号に掲げる書類を添付して課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

2 法第 55 条の 4 第 1 項の規定による法人の県民税に係る徴収猶予を受けようとする法人は、省令第 10 号の 5 様式による申請書に同項の申立てをしたことを証する書類その他省

令第3条の4の4第2項各号に掲げる書類を添付して課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

### 第38条の3 削除

第43条第1項中「分配」を「分配又は引渡し」に改める。

第45条の見出しを「(第39条第1項第1号アに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の申請)」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請)

第45条の2 法第72条の39の2第1項の規定による法人の事業税又は加算金に係る徴収猶予を受けようとする法人は、省令第10号の5様式による申請書に同項の申立てをしたことを証する書類その他省令第5条の3第2項各号に掲げる書類を添付して課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

2 法第72条の39の4第1項の規定による法人の事業税又は加算金に係る徴収猶予を受けようとする法人は、省令第10号の5様式による申請書に同項の申立てをしたことを証する書類その他省令第5条の5第2項各号に掲げる書類を添付して課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

第46条(見出しを含む。)中「法人等」を「法人」に改める。

第49条第2項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で施行令第36条の2の2に定めるもの」及び「(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあっては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)第13条第1項第3号の業務に基づき締結されるものに限る。)」を削り、同条第7項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定により行う廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)」に改める。

第59条第1項第1号中「本号」を「この号」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「第39条の3の3」を「第39条の3の2」に改め、同条第5項中「第39条の3の2」を「第39条の3」に改める。

附則第6条の7第1項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令第36条の2の2に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令第39条の3に規定するもの」及び「又は当該住宅の用に供する土地に係る第59条第1項第4号の規定を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「第49条第2項ただし書及び第59条第1項第4号」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「第6条の17第4項」を「第6条の17第2項」に改める。

附則第9条第1項中「電気を動力源とする自動車で省令附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するもの」を「電気自動車(電気を動力源とする自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。第3項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。第3項において同じ。)」に改め、「及び第3項」を削り、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同条第2項中「省令附則第5条の2第1項各号に規定する許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第1項各号に規定するもの」に改め、同条第3項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第5項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の

規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第6項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第7項に規定するもの

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの

附則第9条第4項中「第5条の2第5項」を「第5条の2第9項」に改め、同条第5項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に、「第5条の2第6項」を「第5条の2第10項」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附則第12条第1項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第5項中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第6項中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第7項中「100分の110」を「100分の115」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同条第9項を次のように改める。

- 9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車という。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第129条の5及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあっては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあっては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあっては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第12条の2の2第5項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項に規定するもの

- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第12条の2の2第7項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第8項に規定するもの

- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車由省令附則第12条の2の2第9項に規定するものうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第12条の2の2第10項に規定するものに適合するもの

附則第13条第2項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第13条の次に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第13条の2 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第146条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の手猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則第15条第1項、第3項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の

- 規定中法人の県民税に関する部分は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の熊本県税条例（以下「旧条例」という。）第 26 条第 1 項第 4 号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成 19 年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
  - 4 新条例第 37 条の規定（同条第 1 項の表の第 1 号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成 20 年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、旧条例第 37 条第 2 項第 3 号に掲げる公共法人等に対して課する平成 19 年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
  - 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）の前日まで

の間における新条例第 37 条第 1 項の規定の適用については、同項の表の第 1 号中

- |   |     |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</li> <li>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</li> <li>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもの</li> </ul> | とある |
|---|-----|

- |  |     |
|--|-----|
| <p>「</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）</li> <li>エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもの</li> </ul> <p>」</p> | とある |
|--|-----|

とする。

- （事業税に関する経過措置）
- 6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
  - 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成 20 年 4 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
  - 8 新条例第 49 条第 2 項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第 49 条第 2 項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する施行令第 36 条

- の2の2に規定する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 9 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行の日前の旧条例第49条第7項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 適用日前の旧条例第59条第1項第4号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 11 新条例附則第9条の規定は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 12 新条例附則第12条の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
（軽油引取税に関する経過措置）
- 13 新条例附則第13条第2項の規定は、適用日以後に熊本県税条例第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新条例第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第130条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。  
（狩猟税に関する経過措置）
- 14 新条例附則第13条の2の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。  
（熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部改正）
- 15 熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第3条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「若しくは第4号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

**規 則**

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第41号**

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第19条の3第1号中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第6号」に改める。  
別記第52号の2様式を次のように改める。

別記第 52 号の 2 様式 (第 39 条の 2 の 2 関係)



# 年度 狩猟税 申告書

整理番号	第	号
------	---	---

年 月 日 住 所 .....

熊本県 地域振興局長  
熊本県熊本県税事務所長 様

氏 名 .....

職 業 ..... 電話番号 .....

免許の種類	税率の区分	登録の種類 当該年度の道府県民税の所得割額の納付の有無等	県内全域の登録	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録(※)	放鳥獣猟区のみ登録	放鳥獣猟区のみ登録を受けていた者が受ける県内全域の登録
第一種銃猟免許	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。)	16,500	8,200	4,100	12,300
	2号	③所得割額の納付を要しない者(②に該当する者を除く。) ④所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する者	11,000	5,500	2,700	8,200
網な猟免許	3号	(上記1号に同じ)	8,200	4,100	2,000	6,100
	4号	(上記2号に同じ)	5,500	2,700	1,300	4,100
第二種銃猟免許	5号	⑤第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	2,700	1,300	4,100

証紙をはるところ(該当する税額に相当する証紙を当欄にはりつけて納付してください。)  
注意 証紙は、熊本県の証紙をはりつけてください。  
証紙は、消印しないでください。

注1 申告者は、太線枠内の該当するものを○で囲んでください。  
2 第一種銃猟免許、網な猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号又は4号の税率の適用を受ける人は、市町村長の証明を受けてください。

(※) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該登録に係る銃猟免許と同一の種類銃猟免許について当該登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおけるその登録を含む。

証明欄	申告者は、次の( )であることを証明します。 1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者
	年 月 日 市町村長 印

証明欄	狩猟税の申告のため、次の事項について証明願います。 年 月 日 住 所	世帯主の氏名
	市町村長様 氏名 印	世帯主との続柄
願	申告者は、次の( )であることを証明します。 1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者	

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。